

地方自治について—地方分権型行政財政システムの確立

- 一、日本国憲法の基本原理の先見性・固有性
日本国憲法の基本原理である(一)基本的人権の保障、(二)国民主権原理、(三)恒久平和主義
- (四)権力分立の原理、(五)地方自治の保障、(六)国際協調主義、の六つのテーマは、人類多年にわたる努力の結晶であり、これらを発展させることは可能であるが、後退させることは憲法改正をもつてしてもできないものと考ええる。

二、憲法の基本原理の一つである「地方自治」について

- (一)「地方自治の本旨」・地方自治権の本質について
- (ア)憲法九二条のローカルオートノミーは、自治体の自己決定権をあらわす。この自治体の自己決定権は、個々の住民の自己決定権憲法一三条の幸福追求権という人権に支えられている。自立した個人—家族—自治体—国—世界
- (イ)憲法前文—統治権立法、行政、司法はもちろん地方自治も入るは、国民主権から由来すること
- (二)地方自治権を人権保障原理と国民主権原理に基づいているものと理解すると、これによって成り立つ地方自治体は、同じ原理で成り立つ国と対等、並立、そして国民(住民)に対し協力し合う関係になる。
- (三)「地方自治の本旨」、地方自治権の本質は、一定の範囲で、国の法律や政策を拘束する憲法的規範性を持つものである。
- (四)事務の上昇的配分(二補完性の原理)、「近接性の原理」(三)事務に見合った自主財源の保障も一定の憲法的拘束性を持つものである。

三、地方自治体、すなわち「地方政府」のかたち

- (一)自治体の存立権
- (二)住民の直接民主的参政権
- (三)住民の自治体機関任免権
- (四)自治体の固有事務遂行についての対国家的全権組織権
- 人事権
- 立法権
- 財政権
- 行政権
- 司法権を包含、(五)国と地方との協働権
- これらのことが必然的に存在するが現行法制上不十分なところは、実定法で補充が必要である。

四、若干の各論

- (一) 自主立法権・・・教育、福祉、環境、まちづくり
- (二) 自治体財政権
- (三) 自主法令解釈権
- (四) 自治体「外交権」
- (五) 住民投票
- (六) 広域行政・・・(ア)市町村合併
(イ)道州制

五、まとめ

地方自治—人権保障—民主主義

(本稿は応募した意見の概要の補充書である)